

# 「長岡市日本酒で乾杯を推進する条例」(案)に関するパブリックコメントの実施結果

## 1 概要

実施期間	平成26年6月9日(月)～平成26年6月20日(金)
閲覧方法	市及び市議会ホームページへの掲載、アオーレ長岡東棟1階情報ラウンジでの資料閲覧
意見提出者	7名(電子メール5名、郵送1名、FAX1名)
意見件数	18件(類似の意見はまとめさせていただきました)

## 2 提出された意見の概要とそれに対する市議会の考え方

	意見概要	意見に対する市議会の考え方
1	<p>条例という中途半端なことではなく、思い切った事をしなければ目立たない。</p> <p>例えば、日本酒特区として酒税0%にしたり、美味しい日本酒が日本全国で一番安く試飲、飲める街、長岡～と宣伝(発信)したほうが地元の人に日本酒での乾杯を推進するよりは外的な観光収入も期待でき、県外の人に長岡の日本酒の魅力を伝えることができるのではないか。</p>	<p>ご提案、ありがとうございます。</p> <p>具体的な施策については、本条例制定後、条例を所管する担当課(現時点では未定)が関係機関と協議をして決めてまいります、その際の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>飲食店等が地元の酒を乾杯酒として無料で提供していたり事業者が無料の試飲会を開催したりしている地域がありますが、助成金で飲む酒は、美味しいのですが、後味が良くない。税金を支払う(これから支払う)人が納得できるようすること。</p>	
3	<p>市及び商工会議所等の公的機関が主催するイベント、レセプションに限定して適用すべきと考える。</p>	

	意見概要	意見に対する市議会の考え方
4	<p>サフラン酒の復活の取り組みや、長岡市が「どぶろく特区」の認定を受けたことなどを考慮し、第1条及び第3条では「日本酒」と限定せず、「日本酒に代表される酒類・糀飲料」とした方がよいのではないかと。</p>	<p>長岡市は17という全国の市町村で第2位の酒蔵数を誇り、これは日本酒が長岡市の伝統産業という証であると考えます。</p> <p>本条例は、この伝統産業を将来に継承するという目的も持っています。新たに「麴飲料等」とすると、日本酒に限らず、焼酎、米麴飲料、甘酒、泡盛、食酢など、一気に範囲が広がり、長岡の伝統産業以外のものも含まれることになります。よって、長岡の伝統産業である日本酒で乾杯し、普及促進を図るといふ本条例の趣旨を尊重するために、現在の文言でのご理解をお願いします。</p>
5	<p>「未成年者への配慮」や「乾杯の強要の禁止」などは、現時勢を考えると必要ではないかと。</p>	<p>第4条（市民の協力）中、「日本酒に関する理解を深める」という条項と、新たに追加する第5条（嗜好等の配慮）で、それぞれ対応できるものと考えております。</p>
6	<p>条例に「世界発信」がいくつか含まれている。目的について、自産自消の考えで長岡の酒を推奨するのか、それとも長岡の酒を世界で売り込むということなのか。</p>	<p>本条例の目的は、第1条のとおり「長岡の酒による乾杯の習慣を広めることにより、本市から世界へ長岡の酒の普及を図り」としてあります。これは、乾杯をきっかけに地元はもちろん、全国、さらには世界へ「長岡の酒」をPRし、広く普及させることを目的としてあります。</p> <p>よって、「長岡の酒」について、地元での消費だけにこだわらず、全国、世界での消費拡大を目指していきます。</p>
7	<p>昨今はカクテル類も日本酒の一種として販売、普及している。世界へ発信する際に、日本酒の定義が必要。</p>	<p>長岡市は17という全国の市町村で第2位の酒蔵数を誇り、これは日本酒が長岡市の伝統産業という証でもあります。</p> <p>本条例では、この長岡の酒蔵で造られた酒を「長岡の酒」としてあります。</p>

	意見概要	意見に対する市議会の考え方
8	長岡の酒が歓びと祝いの象徴と書かれているが、なぜか。	古くから日本酒は祭事の際には必ず用いられてきました。現在でも祝い事に多く使われていますが、これは「長岡の酒」に限ったことではありません。しかし、日本酒自体がこのような伝統をもつことから、祭事や祝い事では、ぜひ「長岡の酒」を使って欲しいという願いを込め、このような表現にさせていただきました。
9	「歓びと祝いの象徴」のことだが、「ハレ」のみならず「ケ」の場面、又は葬儀にも欠かせないのが文化としての日本酒である。	
10	また酒席の乾杯で何を飲むかは個人の嗜好によるものであり「アルコールを飲まない」という選択も許されなければならない。一嗜好品に過ぎない日本酒の普及、推進について市民に協力させることは憲法19条に反する行為であり、よって第4条は絶対に削除すべきである。	本条例を制定しても、アルコールを飲まないという選択肢も当然であると認識しております。本条例は、長岡の伝統産業の振興のために日本酒で乾杯することを協力願うものであり、市民を縛るという考えは全くありません。強制ではありませんので、ご理解をお願いします。
11	お酒は嗜好品であり、この条例によって、決して乾杯や飲酒を強制するものではない。体質的な理由、宗教上の理由などでお酒が飲めない人などへの配慮としての条文が必要である。	しかしながら、その点をより明確にするために、新たに条項を一つ追加させていただくこととしました。
12	乾杯がどうして伝統文化の理解につながっていくのか不明朗ですし、ふるさと長岡への想いを別にした商業的側面が出過ぎている。 また、市が実施するのではなく、「長岡の酒」の関連事業者や「長岡の酒」の愛飲者で行えばいい。	長岡市は17という全国の市町村で第2位の酒蔵数を誇り、これは日本酒が長岡市の伝統産業という証であると考えます。 しかしながら酒蔵数は全国的には減少傾向であり、長岡の伝統産業が衰退していくのは、市民にとっても損失であると考えています。
13	伝統文化への理解の促進であれば、乾杯条例ではなく、「長岡の酒」のPRを主にした施策の方が、直接的でよい。	よって、長岡の伝統産業である日本酒で乾杯することで、身近で親しみを持っていただき、合わせて普及・促進を図り、衰退に歯止めをかけるためにも、官民挙げての行動が必要と考え、本条例の制定に至ったものです。

	意見概要	意見に対する市議会の考え方
14	<p>条例では「本市の伝統産品である日本酒」となっているが、なぜ日本酒に限定するのか。</p>	<p>ご指摘の通り、長岡の伝統産品は日本酒ではありません。しかし、長岡市は17という全国の市町村で第2位の酒蔵数を誇り、これは日本酒が長岡市の伝統産業という証でもあります。</p>
15	<p>日本酒だけを取り上げるのは、公平性に欠ける。</p>	<p>よって長岡の酒蔵数の減少は、地域の伝統産業の衰退を意味するものであり、これは市民にとっても損失であると考えています。行政として地域の伝統産業を守り、産業振興に努め、後世に伝えていくことも、大切な役割だと認識しています。</p>
16	<p>第3条の1行目と4行目に書かれている「日本酒」とは「日本酒全般を指すのか。</p>	<p>そのとおりです。</p> <p>第3条の1行目では、市内の日本酒業界の方々のことを指し、4行目では日本酒としての知識を指しているため、あえてこのような表現にしました。</p> <p>また第4条の2行目にある「日本酒」も日本酒としての知識を指しています。</p> <p>ご理解をお願いします。</p>
17	<p>他の自治体の乾杯条例では、第3条に相当する条文において、「地酒」を定義しているケースが多い。それに倣えば、第3条の「日本酒」は「長岡の酒」と記載すべき。</p>	<p>第3条では、市内の日本酒業界の方々に、長岡以外の産地である日本酒より、「長岡の酒」の推進を特にしていただきたいと願いを込め、差別化を図るためにも、あえてこのような表現にしております。</p> <p>ご理解をお願いします。</p>

	意見概要	意見に対する市議会の考え方
18	<p>一般市民にこの条例案について確実に周知し、市民の合意形成を図ってからにすべきであって、6月定例会での提案は見送るべき。</p>	<p>本条例につきましては、昨年10月に関係団体から日本酒の利用促進に向けた要望を受け、議員が「乾杯条例制定検討委員会」を立ち上げました。</p> <p>その後、5回の検討委員会を開催し、要望団体から要望趣旨の聞き取り、先進自治体3か所の視察、ビール業界等関係団体などへ条例の趣旨説明を行い、慎重に検討をまいりました。</p> <p>これら検討を重ねた結果、6月上旬に長岡市議会として、条例案を市民の皆さんに提案できるまでに至りました。</p> <p>この間、市議会として、議員間はもちろん、先進自治体や関係業界の方々とも意見交換をさせていただき、慎重に議論を重ね、合意形成を図ってきたと考えております。</p> <p>ご理解をお願いします。</p>